

# 議 案 参 考 資 料

令和7年3月 定例会

(目 次)

○大村市スケートボードの適正利用に関する条例制定の経緯等（第8号議案関係）	( 1 )
○大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例について（第9号議案関係）	( 3 )
○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第11号議案関係）	( 4 )
○大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第11号議案関係）	( 5 )
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第3条関係）（第11号議案関係）	( 8 )
○大村市職員定数条例（新旧対照表）（第12号議案関係）	( 9 )
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第13号議案関係）	(10)
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第13号議案関係）	(11)
○大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第13号議案関係）	(14)
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要（第14号議案関係）	(15)
○大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第14号議案関係）	(16)
○大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第14号議案関係）	(17)
○一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第14号議案関係）	(21)
○大村市職員退隠料等支給条例（新旧対照表）（第2条関係）（第14号議案関係）	(23)

○大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（新旧対照表）（第3条関係）（第14号議案関係）	（25）
○大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（新旧対照表）（第4条関係）（第14号議案関係）	（26）
○大村市行政不服審査会条例（新旧対照表）（第4条関係）（第14号議案関係）	（27）
○大村市個人情報の保護に関する法律施行条例（新旧対照表）（第4条関係）（第14号議案関係）	（28）
○大村市職員の退職手当に関する条例の改正概要（第15号議案関係）	（29）
○大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第15号議案関係）	（30）
○大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例の改正概要（第16号議案関係）	（33）
○大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（新旧対照表）（第16号議案関係）	（34）
○大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（新旧対照表）（第17号議案関係）	（35）
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第18号議案関係）	（37）
○大村市特別会計条例（新旧対照表）（第19号議案関係）	（40）
○大村市手数料条例の改正概要（第20号議案関係）	（41）
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第20号議案関係）	（42）
○大村市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第21号議案関係）	（70）
○大村市水道事業給水条例の改正概要（第22号議案関係）	（71）
○大村市水道事業給水条例（新旧対照表）（第22号議案関係）	（72）
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第25号議案及び報告第1号～報告第8号関係）	（76）
○玖島中学校位置図（第25号議案関係）	（78）
○玖島中学校配置図（第25号議案関係）	（79）
○玖島中学校平面図（第25号議案関係）	（80）
○入札結果（玖島中学校大規模改造建築工事）（第25号議案関係）	（83）

○指定管理者候補者の選定結果及び大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第26号議案関係）	（84）
○工事施行に関する基本協定の変更について（JR大村線松原・竹松間29k356m石走橋梁架替工事）（第27号議案関係）	（85）
○工事請負契約の変更について（報告第1号関係）	（86）
○工事請負契約の変更について（報告第2号関係）	（87）
○工事請負契約の変更について（報告第3号関係）	（88）
○工事請負契約の変更について（報告第4号関係）	（89）
○工事請負契約の変更について（報告第5号関係）	（90）
○工事請負契約の変更について（報告第6号関係）	（91）
○工事請負契約の変更について（報告第7号関係）	（92）
○工事請負契約の変更について（報告第8号関係）	（93）
○大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第9号関係）	（94）
○大村公園敷地内の除草作業による自動車破損事故について（報告第10号関係）	（96）

## 大村市スケートボードの適正利用に関する条例制定の経緯等(第8号議案関係)

### 1 制定の経緯及び理由

大村市中央商店街アーケードにおいて、スケートボードによる騒音や危険行為により、住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、令和5年2月に地元商店会等から市に対して対策を求める要望書が提出された。

その後、警察や利用者等と連携しながら、スケートボードによる迷惑行為（以下「迷惑行為」という。）の防止など対策に取り組んできたが、住民とトラブルに発展するケースもあり、また、新大村駅周辺においても同様の苦情が出てきたことから、令和6年6月に学識経験者、関係団体に所属する者等で構成する「大村市スケートボードの適正利用に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、スケートボードの適正な利用（以下「適正利用」という。）に向けた取組について、意見をいただいたところである。

懇話会での意見を踏まえ、適正利用に向けた取組として、スケートボードによる事故や騒音の発生を防止し、市民の生命等を守るとともに、快適な生活環境の保全を図るため、条例を制定するものである。

(これまでの経過)

- ・令和5年2月 地元商店会等から迷惑行為に対する対策を求める要望を受ける。
- ・同年3月 迷惑行為に対する対応等について、市議会定例会で一般質問を受ける。
- ・同 月 市内小・中・高等学校に対して迷惑行為等に対する注意喚起を実施
- ・同年5月 警察、利用者等と連携しスケートボードに関するマナーアップキャンペーンを実施
- ・同年7月 関係機関、地元団体等と意見交換を実施
- ・令和6年6月 懇話会を設置

※ この間、警察によるパトロールや指導、本市による啓発活動や巡回等を継続して実施

(懇話会について)

- ・委員 8人（学識経験者、関係団体に所属する者、関係行政機関の職員）
- ・懇話会 4回開催（令和6年6月から同年11月まで）
- ・内容

ア これまでの状況や取組について

イ スケートボードの利用者・周辺住民への現状及び対策等の聞き取り調査等

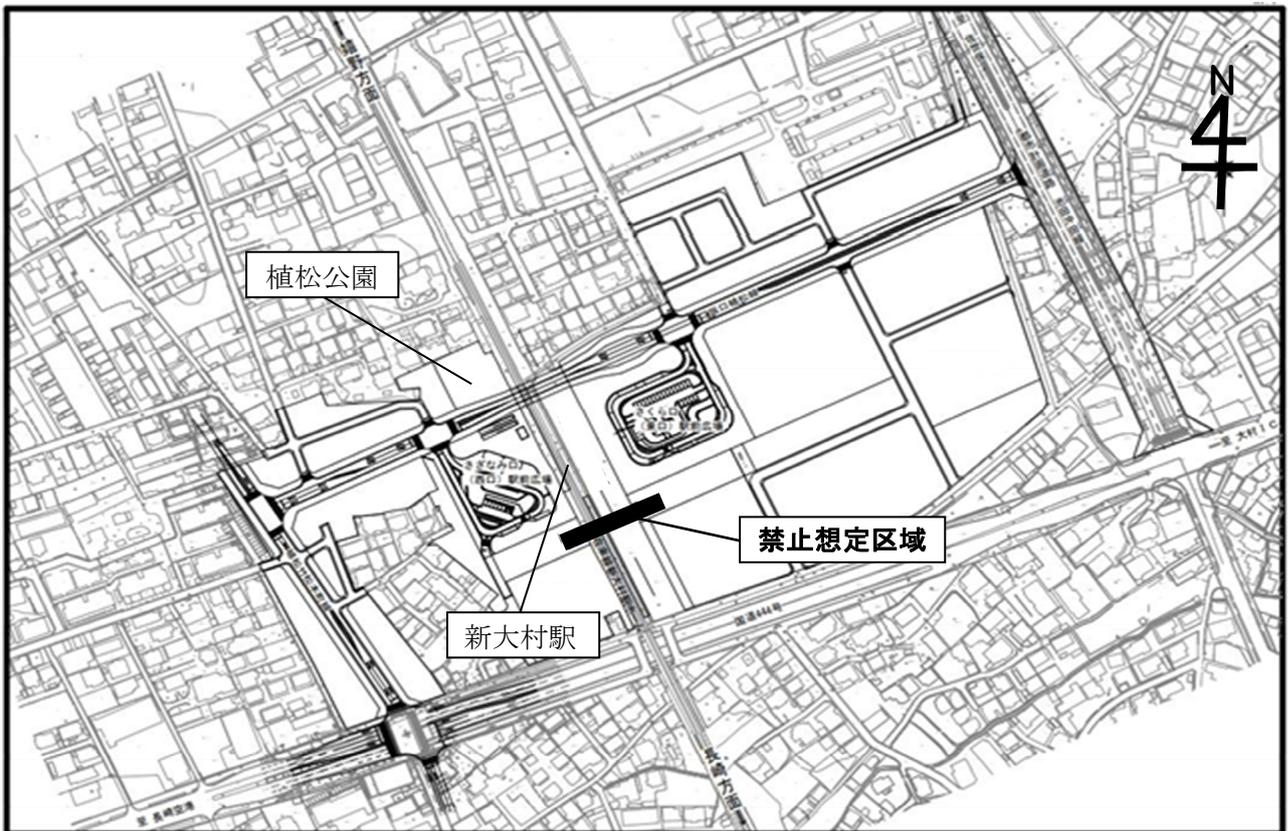
ウ 適正利用に向けた取組について

## 2 禁止想定区域

### (1) 大村市中央商店街（アーケード内）



### (2) 新大村駅自由通路



# 大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例について（第9号議案関係）

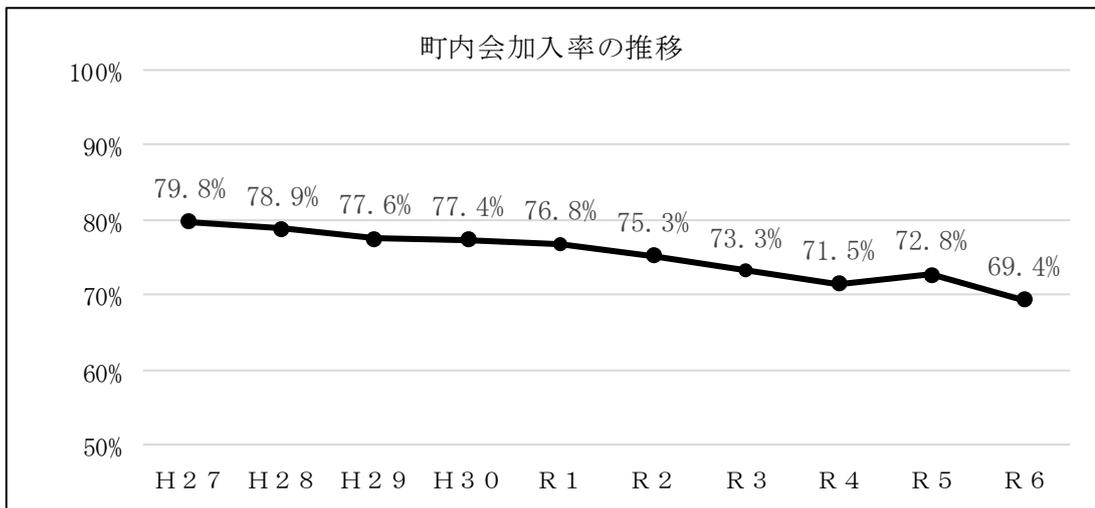
## 1 制定の理由等

本市においては、現在で170の町内会があり、住民相互の支え合いにより、地域の防災、環境美化、広報その他市民生活に身近な活動が行われており、また、市政の運営のためにも欠かせない組織である。

しかしながら、町内会への加入率（※1）は減少傾向であり、今後、地域コミュニティの希薄化が危惧されている。

このような状況を踏まえ、市民、町内会、事業者及び市が町内会活動の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して市民の町内会への加入と町内会活動への参加を促進することにより地域コミュニティの活性化を図り、安全で安心して生活できる地域社会の実現に資することを目的として条例（※2）を制定するものである。

（※1）大村市における町内会加入率の推移（平成27年度～令和6年度）



（※2）条例の制定に当たっては、意見交換会、パブリックコメントを実施し、市民、町内会及び事業者から意見等を聴取した。

- ・令和6年8月～令和7年1月 町内会連合会に対する意見交換会の実施（計4回）
- ・令和6年11月 地区別意見交換会の実施（市内8地区 計112名出席）  
事業者に対する意見交換会の実施（1団体）
- ・令和6年11月～同年12月 住宅関連事業者に対する意見交換会の実施（2団体）
- ・令和6年12月～令和7年1月 パブリックコメントの実施（7件）

## 2 条例の主な内容

- (1) 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する基本理念を規定する（第3条関係）。
- (2) 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関し、市民、町内会等、事業者及び市の役割を規定する（第4条から第8条までの規定関係）。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前																								
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>																								
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="933 103 1029 548">機関</th> <th data-bbox="933 548 1029 1086">事務</th> <th data-bbox="933 1086 1029 2072">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1029 103 1061 548">略</td> <td data-bbox="1029 548 1061 1086"></td> <td data-bbox="1029 1086 1061 2072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 103 1316 548">15 市長</td> <td data-bbox="1061 548 1316 1086">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1061 1086 1316 2072">略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1316 103 1489 548">略</td> <td data-bbox="1316 548 1489 1086"></td> <td data-bbox="1316 1086 1489 2072">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略			15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの	略		略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="933 1086 1029 1668">機関</th> <th data-bbox="933 1668 1029 2072">事務</th> <th data-bbox="933 2072 1029 2206">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1029 1086 1061 1668">略</td> <td data-bbox="1029 1668 1061 2072"></td> <td data-bbox="1029 2072 1061 2206"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1086 1316 1668">15 市長</td> <td data-bbox="1061 1668 1316 2072">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1061 2072 1316 2206">略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1316 1086 1489 1668">略</td> <td data-bbox="1316 1668 1489 2072"></td> <td data-bbox="1316 2072 1489 2206">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略			15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	略		略
機関	事務	特定個人情報																							
略																									
15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの																							
略		略																							
機関	事務	特定個人情報																							
略																									
15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの																							
略		略																							

大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の申告) 第28条の2 略 2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内はその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第41条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>い。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市民税の申告) 第28条の2 略 2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内はその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第41条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>い。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

<p>改正後</p> <p>(種別割の減免) 第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免) 第126条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号におい</p>	<p>改正前</p> <p>(種別割の減免) 第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免) 第126条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号におい</p>
--	---

<p>改正後</p>	<p>て同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第134条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略</p>
<p>改正前</p>	<p>て同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第134条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 法附則第15条の1第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利用性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号)をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6～14 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 法附則第15条の1第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利用性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号)をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6～14 略</p>

大村市職員定数条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(職員の定数)            第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。            (1) 市長の事務部局の職員 562人            (2) 上下水道局の職員 64人            (3) ボートレース企業局の職員 36人            (4) 議会事務部局の職員 9人            (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人            (6) 農業委員会の事務部局の職員 7人            (7) 監査委員の事務部局の職員 5人            (8) 教育委員会の事務部局の職員 70人            (9) 計 758人</p>	<p>(職員の定数)            第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。            (1) 市長の事務部局の職員 562人            (2) 上下水道局の職員 64人            (3) ボートレース企業局の職員 36人            (4) 議会事務部局の職員 9人            (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人            (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人            (7) 監査委員の事務部局の職員 5人            (8) 教育委員会の事務部局の職員 70人            (9) 計 757人</p>

## 大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第13号議案関係）

### 1 主な改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う場合における時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲について次のとおり改正するとともに、同法の改正を踏まえた国家公務員の取扱状況に鑑み、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」(※)という。)の取扱いについて、次のとおり規定するものである。

※ 介護休暇、深夜勤務又は超過勤務の制限、休憩時間の延長又は短縮等

### 2 主な改正の内容

- (1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）第4条の4関係）

育児を行う場合における時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のように拡大する。

改正前	改正後
3歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向の確認等（勤務時間等条例第16条関係）

配偶者等が職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、介護両立支援制度等その他の事項の周知及び当該制度等の請求等に係る当該職員の意向の確認を行うことを義務付ける規定を設ける。また、職員が40歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を周知することを義務付ける規定を設ける。

- (3) 勤務環境の整備に関する措置（勤務時間等条例第17条関係）

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、任命権者が講ずべき措置として次の事項を規定する。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ウ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

### 3 施行期日

令和7年4月1日



<p>改正後</p> <p>5 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしない者が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））の父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする状態のごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>改正前</p> <p>5 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしない者が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする状態のごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認)</p> <p>第16条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の</p>	

改正後	改正前
<p>属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。</p> <p>3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにならなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第17条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>（委任） 第18条 略</p>	<p>（委任） 第16条 略</p>



# 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要（第14号議案関係）

## 1 条例の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係条例について、次のとおり所要の改正を行うものである。

## 2 条例の内容

### (1) 関係条例の一部改正（第1条から第4条までの規定関係）

以下の関係条例において、「懲役」及び「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の条文整理を行う。

- ① 大村市消防団員の任免等に関する条例（第1条関係）
- ② 大村市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）
- ③ 一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）
- ④ 大村市職員退隠料等支給条例（第2条関係）
- ⑤ 大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（第3条関係）
- ⑥ 大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（第4条関係）
- ⑦ 大村市行政不服審査会条例（第4条関係）
- ⑧ 大村市個人情報の保護に関する法律施行条例（第4条関係）

### (2) 経過措置の規定（第5条から第8条までの規定関係）

関係条例の整理に関する条例の施行前にした行為に対する罰則の適用等、所要の経過措置を設ける。

（参考）改正法の主な内容

刑法犯における禁錮刑の受刑者数は少なく、その大半が自らの申出により義務ではない刑務作業を行っていることから、懲役刑と実質的に変わらない。

これを踏まえ、刑務作業の義務化を廃止し、受刑者の年齢や特性に応じた社会教育等を実施することにより、受刑者の再犯防止や社会復帰につなげることを目的として、以下のとおり法定刑を見直すもの

改正前			改正後		
刑の種類	期間	刑務作業	刑の種類	期間	刑務作業
懲役	①有期刑（原則1月以上20年以下）	義務	拘禁刑	①有期刑（原則1月以上20年以下）	任意
禁錮		任意			
	②無期刑			②無期刑	

## 3 施行期日

令和7年6月1日

大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(欠格条項)            第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となること            できない。            (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその            執行を受けることがなくなるまでの者            (2) 略</p>	<p>(欠格条項)            第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となること            できない。            (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執            行を受けることがなくなるまでの者            (2) 略</p>

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しただ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しただ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<b>禁錮</b>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合</p>

改正後	改正前
<p>合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>6～10 略</p> <p>(退職後<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払う受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）      合に当り当該退職後に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に</p>	<p>合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>6～10 略</p> <p>(退職後<b>禁錮</b>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払う受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）      合に当り当該退職後に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に</p>

改正後	改正前
<p>対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないれば第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<b>関し</b>、<b>拘留禁刑</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<b>関し</b>起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一</p>	<p>対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないれば第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<b>関し</b>、<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<b>関し</b>起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關し<b>拘禁刑</b>以上で処せられた後において、当該刑事事件に關し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>	<p>部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられた後において、当該刑事事件に關し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さ</p>	<p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さ</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>なればならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されるときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4～6 略</p>	<p>なればならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されるときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4～6 略</p>

大村市職員退隠料等支給条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(受給権の消滅)</p> <p>第6条 普通退隠料及び扶助料を受ける権利を有する者が、次の各号のいづれかに該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<b>拘禁刑</b>に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたときは、その権利は消滅する。ただし、その在職が普通退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再就職によって生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第13条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する罪（過失犯を除く。）につき<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続き<b>在職年月数</b></p> <p>(4) 略</p> <p>(退隠料受給資格の喪失)</p> <p>第14条 職員が次の各号のいづれかに該当するときは、その引き続き<b>在職につき</b>、退隠料を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在職中<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(普通退隠料の停止)</p> <p>第20条 普通退隠料は、これを受ける者が次の各号のいづれかに</p>	<p>(受給権の消滅)</p> <p>第6条 普通退隠料及び扶助料を受ける権利を有する者が、次の各号の<b>一</b>に該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<b>懲役若しくは禁この刑</b>に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<b>禁こ</b>以上の刑に処せられたときは、その権利は消滅する。ただし、その在職が普通退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再就職によって生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第13条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する罪（過失犯を除く。）につき<b>禁こ</b>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続き<b>在職年月数</b></p> <p>(4) 略</p> <p>(退隠料受給資格の喪失)</p> <p>第14条 職員が次の各号の<b>一</b>に該当するときは、その引き続き<b>在職につき</b>、退隠料を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在職中<b>禁こ</b>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(普通退隠料の停止)</p> <p>第20条 普通退隠料は、これを受ける者が次の各号の<b>一</b>に該当す</p>

改正後	改正前
<p>該当するときは、当該各号に定める間これを停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年以下の<b>拘禁刑</b>に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しないが、その言渡を取り消されたときは、取り消された月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなる月まで。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(扶助料の停止)</p> <p>第33条 扶助料を受ける者が3年以下の<b>拘禁刑</b>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、扶助料は、これを停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなるに至った月までこれを停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその刑の執行前に在る者に扶助料を給すべき事由が発生した場合について、これを準用する。</p> <p>3 略</p>	<p>ときは、当該各号に定める間これを停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年以下の<b>懲役又は禁この刑</b>に処せられたときは、その月の翌月から、刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しないが、その言渡を取り消されたときは、取り消された月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなる月まで。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(扶助料の停止)</p> <p>第33条 扶助料を受ける者が3年以下の<b>懲役又は禁この刑</b>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、扶助料は、これを停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなるに至った月までこれを停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<b>禁こ</b>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその刑の執行前に在る者に扶助料を給すべき事由が発生した場合について、これを準用する。</p> <p>3 略</p>

大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)                      第6条 退職報償金は、次の各号の<b>いずれかに</b>該当する者に対しては支給しない。                      (1) <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられた者                      (2)～(5) 略</p>	<p>(退職報償金支給の制限)                      第6条 退職報償金は、次の各号の<b>一に</b>該当する者に対しては支給しない。                      (1) <b>禁錮</b>以上の刑に処せられた者                      (2)～(5) 略</p>

大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(罰則)                      第14条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)                      第14条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<b>懲役</b>又は500,000円以下の罰金に処する。</p>

大村市行政不服審査会条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(罰則)            第8条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)            第8条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

大村市個人情報保護に関する法律施行条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置) 第3条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に おいて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記 録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的 を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検 索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は 一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後 に提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は1,000,000円 以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の 施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報を用いて この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で 提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は500,000 円以下の罰金に処する。 5 略</p>	<p>附 則 (経過措置) 第3条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に おいて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記 録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的 を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検 索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は 一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後 に提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は1,000,000円以 下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の 施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報を用いて この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で 提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は500,000 円以下の罰金に処する。 5 略</p>

# 大村市職員の退職手当に関する条例の改正概要（第15号議案関係）

## 1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の改正により、国家公務員を退職した場合における失業者の退職手当の支給要件等が見直されたことを踏まえ、本市の職員についても同様の措置を講ずるため、次のとおり改正するものである。

## 2 改正の内容

### (1) 失業者の退職手当の支給要件の見直し（第10条関係）

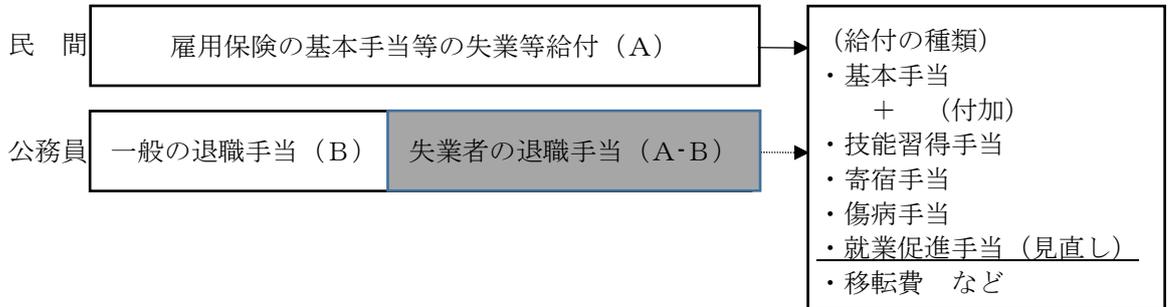
失業者の退職手当として、雇用保険法に規定する就業促進手当の額に相当する額の支給を受けることができる者を次のように改める。

改正前	→	改正後
職業に就いた者		安定した職業（※）に就いた者

※ 1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業等

#### （参考①）失業者の退職手当について

職員が退職し、その後一定の期間失業している場合において、当該職員に退職時に支給された「一般の退職手当」(B)が「雇用保険の基本手当等の失業等給付」(A)に満たない場合に、その差額分(A-B)を限度として退職手当を支給するもの



#### （参考②）雇用保険法の改正による就業促進手当の見直しの内容について

就業促進手当	就業手当	安定した職業以外の職業に就いた場合など要件を満たすことで支給	→ 廃止
	再就職手当	安定した職業に就いた場合など要件を満たすことで支給	
	就業促進定着手当	安定した職業に就き再就職手当の支給を受けた者であるなどの要件を満たすことで支給	

### (2) 所要の条文整理（第19条及び附則第10項関係）

## 3 施行期日

令和7年4月1日（一部は公布の日）

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>安定した職業に就いた者</b> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<b>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</b></p> <p>15～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>職業に就いたもの</b> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、<b>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</b></p> <p>(1) <b>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</b></p> <p>(2) <b>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</b></p> <p>15～17 略</p>

<p>改正後</p> <p>(職員が退職した後引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されるときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>10 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者」にかつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p>	<p>改正前</p> <p>(職員が退職した後引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されるときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者」にかつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p>
--	--

改正後	改正前
<p>する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこととす る。 11～19 略</p>	<p>する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこととす る。 11～19 略</p>

## 大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例の改正概要（第16号議案関係）

### 1 改正の理由

非常勤消防団員の退職報償金については、消防組織法の規定により、条例で定めることとされている。また、その支給に要する経費については、政令の定める基準に従い、消防団員等公務災害補償等共済基金等により市町村に支払うこととされている。当該政令が改正されたことに伴い、本条例も同様に改正するものである。

### 2 改正の内容

退職報償金支給額表（別表）に、勤務年数が35年以上の場合の区分を新たに設ける。

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

### 3 施行期日

令和7年4月1日



大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則 （暫定再任用職員の給与等に関する経過措置） 第11条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第4条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これら</p>	<p>附 則 （暫定再任用職員の給与等に関する経過措置） 第11条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第4条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これら</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p>	<p>3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p>

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<b>栄養士又は管理栄養士</b>により、献立等について<b>栄養の観点からの指導</b>が受けられる体制にある等、<b>栄養士又は管理栄養士</b>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>15人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>25人</b>につき1人</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<b>栄養士</b>により、献立等について<b>栄養の観点からの指導</b>が受けられる体制にある等、<b>栄養士</b>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>20人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>30人</b>につき1人</p>

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>15人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>25人</b>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>15人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>25人</b>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>	<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>20人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>30人</b>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<b>20人</b>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<b>30人</b>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>

<p>改正後</p> <p>定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>改正前</p> <p>定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 略</p>
---	---

大村市特別会計条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">会計の区分</th> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地整備事業特別会計</td> <td>工業団地整備事業</td> </tr> <tr> <td>鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計</td> <td>鬼橋坂口線周辺整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条に規定する特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用するものとする。</p>	会計の区分	事業の種類	工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業	鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業	<p>改正前</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">会計の区分</th> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地整備事業特別会計</td> <td>工業団地整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条の工業団地整備事業特別会計においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。</p>	会計の区分	事業の種類	工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業
会計の区分	事業の種類										
工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業										
鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業										
会計の区分	事業の種類										
工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業										

## 大村市手数料条例の改正概要（第20号議案関係）

### 1 主な改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、建築物エネルギー消費性能基準（※）への適合が義務付けられ、従来の建築確認申請の審査に加え、省エネルギー消費性能適合性判定の審査（以下「省エネ審査」という。）を本市においても実施することとなるため、当該審査に係る手数料を新設するものである。

※ 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

### 2 主な改正の内容

(1) 別表第2に以下の手数料を新たに設定する。

- ア 建築確認申請の審査における省エネ審査（評価方法が仕様基準による場合）に係る手数料
- イ 完了検査申請の審査における省エネ審査に係る手数料
- ウ 省エネ審査のみに係る手数料

(2) その他所要の条文整理

手数料の例（一戸建て住宅（木造2階建て）で延べ面積130㎡の場合）

手続	区分	現行の手数料	改正後の手数料
建築確認申請	建築確認審査	20,000円	31,000円
	省エネ審査	—	11,000円
	合計	<u>20,000円</u>	<u>42,000円</u>
完了検査申請	完了検査	23,000円	38,000円
	省エネ検査	—	4,000円
	合計	<u>23,000円</u>	<u>42,000円</u>

### 3 施行期日

令和7年4月1日

大村市手数料条例（新旧対照表）

改正後		改正前		
別表第2（第2条関係）				
項	手数料の額	手数料を徴収する事項		
		手数料の名称	手数料を徴収する事務	
1	<p>(1) 次号に規定する建築物</p> <p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え10平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p>	<p>1件につき18,000円</p> <p>1件につき118,000円</p> <p>1件につき31,000円</p> <p>1件につき42,000円</p> <p>1件につき66,000円</p>
1	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え10平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p> <p>建築物に関する確認申請手数料</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の審査</p>	<p>1件につき7,000円</p> <p>1件につき13,000円</p> <p>1件につき20,000円</p> <p>1件につき28,000円</p> <p>1件につき48,000円</p>





改正後		改正前	
3	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>	3
<p>工作物の計画の審査 法第7条第1項に基づく検査の完了又は法第18条第1項の規定に基づく建築物の完了に対する検査</p>	<p>工作物の計画の審査 法第7条第1項に基づく検査の完了又は法第18条第1項の規定に基づく建築物の完了に対する検査</p>	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>
<p>(1) 次号に規定する建築物</p>	<p>(1) 次号に規定する建築物</p>	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>	<p>建築物に関する検請完了手数料</p> <p>建築物に関する検請完了手数料</p>
<p>床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が30平方メートルを超え10平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>
<p>120,000円</p> <p>126,000円</p> <p>138,000円</p> <p>143,000円</p> <p>159,000円</p> <p>180,000円</p>	<p>120,000円</p> <p>126,000円</p> <p>138,000円</p> <p>143,000円</p> <p>159,000円</p> <p>180,000円</p>	<p>120,000円</p> <p>126,000円</p> <p>138,000円</p> <p>143,000円</p> <p>159,000円</p> <p>180,000円</p>	<p>120,000円</p> <p>126,000円</p> <p>138,000円</p> <p>143,000円</p> <p>159,000円</p> <p>180,000円</p>



改正後		改正前								
3の2	<p>設 建 備 す 了 申 は 検 知 料</p> <p>関 完 査 又 了 通 数</p> <p>建 備 す 了 申 は 検 知 料</p>	<p>00平方メートルを超えるもの</p> <p>(1) 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)を設置する場合</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機を設置する場合</p>	<p>円</p> <p>17,000円</p> <p>11,000円</p>	<p>1件につき</p> <p>11,000円</p>	<p>1件につき</p> <p>12,000円</p>	<p>4</p> <p>工 に 関 る 検 査 手 続 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p> <p>工 に 関 る 申 出 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p>	<p>法 第 8 7 条 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 7 条 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 7 条 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>
4	<p>工 に 関 る 検 査 手 続 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p> <p>工 に 関 る 申 出 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p>	<p>1件につき</p> <p>12,000円</p>	<p>12,000円</p>	<p>1件につき</p> <p>12,000円</p>	<p>4</p> <p>工 に 関 る 検 査 手 続 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p> <p>工 に 関 る 申 出 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 8 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>		
4の2	<p>検 査 の 手 続 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p> <p>工 に 関 る 申 出 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p>	<p>1件につき</p> <p>120,000円</p>	<p>120,000円</p>	<p>1件につき</p> <p>120,000円</p>	<p>4の2</p> <p>検 査 の 手 続 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p> <p>工 に 関 る 申 出 料</p> <p>物 に 関 る 申 出 料</p>	<p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>	<p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p> <p>法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 出 料</p>		





改正前	改正後
<p>戸の(一)を(建住宅含む。)</p>	<p>戸の(一)を(建住宅含む。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>の変更の認定の申請(以下「低炭素建築物の変更計画の申請」とする。)(以下「認定申請」とする。)</p>	<p>の変更の認定の申請(以下「低炭素建築物の変更計画の申請」とする。)(以下「認定申請」とする。)</p>
<p>定手 更申請 数料</p>	<p>定手 更申請 数料</p>
<p>評価が準と 手能ある 法基</p>	<p>評価が算と 手準あり 法計</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>133,500円</p>	<p>112,000円</p>
<p>133,500円</p>	<p>133,500円</p>
<p>147,000円</p>	<p>124,500円</p>
<p>133,500円</p>	<p>133,500円</p>
<p>133,500円</p>	<p>133,500円</p>
<p>147,000円</p>	<p>147,000円</p>



改正後	の規定に基づく 計画の建築物エネルギー消費性能適合性審査 に対する	(2) 共住等場 同宅の場合	200方ト 平一以上	0メル	評が準と 価仕でき 法計あ 標準と 算る	115,000 円	改正前
			200方ト 平一以上	0メル	評が準と 価仕でき 法計あ 標準と 算る	133,000 円	
			200方ト 平一以上	0メル	評が算でき 価併あ 法計と 用る	124,000 円	
			200方ト 平一以上	0メル	評が準と 価仕でき 法計あ 標準と 算る	116,000 円	
			300方ト 平一未	0メル	評が算る 価標と 法計あ 標準と でき	161,000 円	
			300方ト 平一未	0メル	評が算でき 価併あ 法計と 用る	145,000 円	
			300方ト 平一以上	0メル	評が準と 価仕でき 法計あ 標準と 算る	129,000 円	
			300方ト 平一以上	0メル	評が算る 価標と 法計あ 標準と と	1102,000 円	
			300方ト 平一以上	0メル	評が算 価併 法計と 用	176,000 円	





改正後	ルギー消費性能 適合性判定に 対する審査	(2) 共住等場 同宅の場合	平方メートル 以上	が算でき 標準あり	16,500 円
			平方メートル 30以上 未満	が算でき 標準あり 併用あり	112,000 円
				が算でき 標準あり	18,000 円
				が算でき 標準あり	130,500 円
			平方メートル 30以上 未満	が算でき 標準あり 併用あり	122,500 円
				が算でき 標準あり	114,500 円
				が算でき 標準あり	151,000 円
			平方メートル 30以上	が算でき 標準あり 併用あり	138,000 円
				が算でき 標準あり	125,000 円
			改正前		

改正後	(3) 非宅は宅外部（場倉等限）場 住又住以の分工、庫にるの合	300方ト 平一未	とき 評が通定易手る 価国大めな法と 手土臣る評でき 法交の簡価あ	1件につき 18,000円				
				1件につき 110,000円				
				1件につき 111,500円				
				1件につき 113,500円				
				1件につき 138,500円				
				1件につき 101,000円				
				1件につき 149,000円				
				(4) 非宅は宅外部（場倉等除）場 住又住以の分工、庫をくの合	300方ト 平一未	とき 評が通定易手る 価国大めな法と 手土臣る評でき 法交の簡価あ	1件につき 18,000円	
1件につき 110,000円								
1件につき 111,500円								
1件につき 113,500円								
1件につき 138,500円								
1件につき 101,000円								
1件につき 149,000円								
改正前								





改正前	改正後
<p>略</p>	<p>又評提い評が算で 証能のなで法計法とき 合性書が合手様用るとき 適は価出場価仕併あとき 122,000 円</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>又評提い評が準と 証能のなで法基る 合性書が合手能あ 適は価出場価性でき 133,000 円</p>	<p>又評提い評が算る 証能のなで法計あ 合性書が合手準でき 適は価出場価標法と 133,000 円</p>
<p>略</p>	<p>又評提い評が算で 証能のなで法計法とき 合性書が合手様用るとき 適は価出場価仕併あとき 124,000 円</p>
<p>200 平方 メートル 以上</p>	<p>200 平方 メートル 以上</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改正後		改正前	
21	建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費	21
(1)	戸建ての	(1)	戸建ての
略	建築物消費性能向上法第31条第1項の規定に	略	建築物消費性能向上法第36条第1項の規定に
20	平方メートル	20	平方メートル
略	適合証又	略	適合証又
15,000	1件につき	145,000	1件につき
176,000	円	145,000	円
又評価が算で	又評価が算で	又評価が算で	又評価が算で
適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき
略	略	略	略
3	平方メートル以下	3	平方メートル以下
0	平方メートル以上	0	平方メートル以上
略	略	略	略
110,000	円	110,000	円
又評価が算	又評価が算	又評価が算	又評価が算
適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき
略	略	略	略
102,000	円	102,000	円
又評価が算	又評価が算	又評価が算	又評価が算
適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき
略	略	略	略
0	平方メートル以上	0	平方メートル以上
略	略	略	略
15,000	1件につき	15,000	1件につき
又評価が算	又評価が算	又評価が算	又評価が算
適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき	適合証が併用するとき
略	略	略	略
20	平方メートル	20	平方メートル
略	適合証又	略	適合証又
15,000	1件につき	15,000	1件につき

改正前	改正後
<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が準と のなで法基 書が合手能あ 価出場価性で</p>	<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が算 のなで法計あ 書が合手準で 価出場価標法と</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>200メ 平方ト 一以上</p> <p>116,500 円</p> <p>提出評が準と 又証能のなで法基 合性書が合手能あ 価出場価性で</p>	<p>200メ 平方ト 一以上</p> <p>116,500 円</p> <p>提出評が算 又証能のなで法計あ 合性書が合手準で 価出場価標法と</p>
<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が準と のなで法基 書が合手能あ 価出場価性で</p>	<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が算 又証能のなで法計あ 書が合手準で 価出場価標法と</p>
<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が準と のなで法基 書が合手能あ 価出場価性で</p>	<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が算 又証能のなで法計あ 書が合手準で 価出場価標法と</p>
<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が準と のなで法基 書が合手能あ 価出場価性で</p>	<p>住宅場の合</p> <p>未満</p> <p>円</p> <p>提出評が算 又証能のなで法計あ 書が合手準で 価出場価標法と</p>





改正後									
改正前									



改正後	改正前																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="309 107 469 293">が様準場 法仕基の合</td> <td data-bbox="309 293 469 434">又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場</td> <td data-bbox="309 434 469 546">1 29,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 107 783 293">3 0 方 ト 上 以 0 方 ト 下</td> <td data-bbox="469 293 628 434">又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場</td> <td data-bbox="469 434 628 546">1 17,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 107 783 293"></td> <td data-bbox="628 293 783 434">又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場</td> <td data-bbox="628 434 783 546">1 50,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 107 1203 293">(5) 共住等評方が能準仕基の用場 同宅で価法性基と様準併の合</td> <td data-bbox="783 293 1203 434">1 件につき(2)の規定による額に (4)の規定による額を加算した額</td> <td data-bbox="783 434 1203 546"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1203 107 1492 293">(6) 住以の分評手がデ建 宅外部で価法モル</td> <td data-bbox="1203 293 1362 434">又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場</td> <td data-bbox="1203 434 1362 546">1 8,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 107 1492 293"></td> <td data-bbox="1362 293 1492 434">又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場</td> <td data-bbox="1362 434 1492 546">1 77,000 円</td> </tr> </table>	が様準場 法仕基の合	又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 29,000 円	3 0 方 ト 上 以 0 方 ト 下	又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場	1 17,000 円		又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 50,000 円	(5) 共住等評方が能準仕基の用場 同宅で価法性基と様準併の合	1 件につき(2)の規定による額に (4)の規定による額を加算した額		(6) 住以の分評手がデ建 宅外部で価法モル	又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場	1 8,000 円		又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 77,000 円
が様準場 法仕基の合	又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 29,000 円																	
3 0 方 ト 上 以 0 方 ト 下	又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場	1 17,000 円																	
	又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 50,000 円																	
(5) 共住等評方が能準仕基の用場 同宅で価法性基と様準併の合	1 件につき(2)の規定による額に (4)の規定による額を加算した額																		
(6) 住以の分評手がデ建 宅外部で価法モル	又済提る 証査のあ 合検等が合 適は証出場	1 8,000 円																	
	又済提い 証査のな 合検等が合 適は証出場	1 77,000 円																	

改正後	改正前	場	又 証査のあ 合 合 適は証出 場	1 件につ き 23,000 円
		場	又 証査のな 合 合 適は証出 場	1 件につ き 129,000 円
		場	又 証査のあ 合 合 適は証出 場	1 件につ き 8,000円
		場	又 証査のな 合 合 適は証出 場	1 件につ き 202,000 円
		場	又 証査のあ 合 合 適は証出 場	1 件につ き 23,000 円
		場	又 証査のな 合 合 適は証出 場	1 件につ き 326,000 円
		場	又 証査のあ 合 合 適は証出 場	(5)までの規定によ
		場	又 証査のな 合 合 適は証出 場	(6)又は(7)の規定によ
法 場 物の合	0メル5平一以 30方ト上0メル 3平一以0方ト下	0メル 30方ト満 3平一未	0メル5平一以 30方ト上0メル 3平一以0方ト下	1件につき(1)から(5)までの規定による額に(6)又は(7)の規定による額を加算した額
	(7) 宅外部で価法標入法は要入法場 住以の分評手が準力又主室力の合			
	(8) 宅住以の分 住と宅外部の分			

改正後	改正前																														
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>複 合 建 築 物</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					複 合 建 築 物	22	略				23	略				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>複 合 建 築 物</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					複 合 建 築 物	23	略				24	略			
				複 合 建 築 物																											
22	略																														
23	略																														
				複 合 建 築 物																											
23	略																														
24	略																														
<p>備考</p> <p>1 この表の1の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 この表の1の項の1棟については、政令第36条の4の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当該建築物の部分をもって1棟とする。</p> <p>3 この表の3の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転をした場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4～8 略</p> <p>9 建築物消費性能向上法第30条第2項の規定による審査の申出を行う場合における手数料の額は、この表の20の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>10 建築物消費性能向上法第31条第2項の規定による申出を行う場合における手数料の額は、この表の21の項に規定</p>	<p>備考</p> <p>1 この表の1の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築物の移転をする場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の移転をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 この表の1の項の1棟については、政令第81条第4項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当該建築物の部分をもって1棟とする。</p> <p>3 この表の3の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転をした場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の移転をした場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4～8 略</p> <p>9 建築物消費性能向上法第35条第2項の規定による審査の申出を行う場合における手数料の額は、この表の20の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>10 建築物消費性能向上法第36条第2項の規定による申出を行う場合における手数料の額は、この表の21の項に規定</p>																														

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p>	<p>額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p>

大村市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p>	<p>改正前</p> <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p>
---	---

## 大村市水道事業給水条例の改正概要（第22号議案関係）

### 1 改正の理由

本市の水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件については、水道法の規定により、政令で定める資格要件を参酌して条例で定めることとされている。当該政令等が改正されたことを踏まえ、条例で定める資格要件について次のとおり改正するものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 布設工事監督者(※)の資格要件の見直し（第35条の6関係）

※ 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者

##### ①資格要件の追加

ア 大学等において機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したこと等を資格要件とする。

イ 1級土木施工管理技術検定に合格したこと等を資格要件とする。

##### ②必要とされる技術上の実務経験年数の見直し

ア 必要とされる技術上の実務経験年数の全てが水道に関するものである必要があるところ、水道の関連分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）の実務経験年数をその半分まで算入できることとする。

イ 大学における衛生工学又は水道工学の学科目の履修をもって、必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

#### (2) 水道技術管理者(※)の資格要件の見直し（第35条の7関係）

※ 水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務を監督する者

##### ①資格要件の追加

1級土木施工管理技術検定に合格したこと等を資格要件とする。

##### ②必要とされる技術上の実務経験年数の見直し

ア 大学における衛生工学又は水道工学の学科目の履修をもって、必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

イ 大学で土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者が、大学院で1年以上衛生工学又は水道工学に関する課程を専攻したことをもって、必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

大村市水道事業給水条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格) 第35条の6 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>(布設工事監督者の資格) 第35条の6 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験の有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験の有する者に限る。）</p> <p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験の有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験の有する者に限る。）</p> <p>(7) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(8) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、</p>	<p>(6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、</p>

改正後	改正前
<p>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(11) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格） 第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者は、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同</p>	<p>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（水道技術管理者の資格） 第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同</p>

改正後	改正前
<p>校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) 略</p>	<p>条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

## 大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

## ■中学校

番号	学校名	工事名	契約金額 (円)	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	(変更前) 788,678,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
			(変更後) 789,529,400	
		屋内運動場改築設備工事 ほか1件	79,394,700	令和5年10月3日～ 令和7年2月17日
令和13年以降予定 校舎(改築) 令和15年以降予定 武道場(長寿命化改修)				
2	郡	武道場大規模改造工事 (屋内) ほか3件	87,646,900	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日 ほか
		令和9年以降予定 屋内運動場(改築) 令和15年以降予定 校舎(改築及び大規模改造)		
3	玖島	大規模改造建築工事	426,580,000	令和7年3月3日～ 令和9年1月15日
		令和11年以降予定 屋内運動場(改築) 令和15年以降予定 武道場(大規模改造)		
4	大村	令和14年以降予定 校舎、屋内運動場(長寿命化改修) 令和15年以降予定 校舎の一部(長寿命化改修及び大規模改造) 武道場(大規模改造)		
5	萱瀬	令和10年以降予定 校舎、屋内運動場(改築)		
6	桜が原	令和15年以降予定 校舎(長寿命化改修) 屋内運動場(長寿命化改修) 校舎の一部(長寿命化改修及び大規模改造) 武道場(大規模改造)		

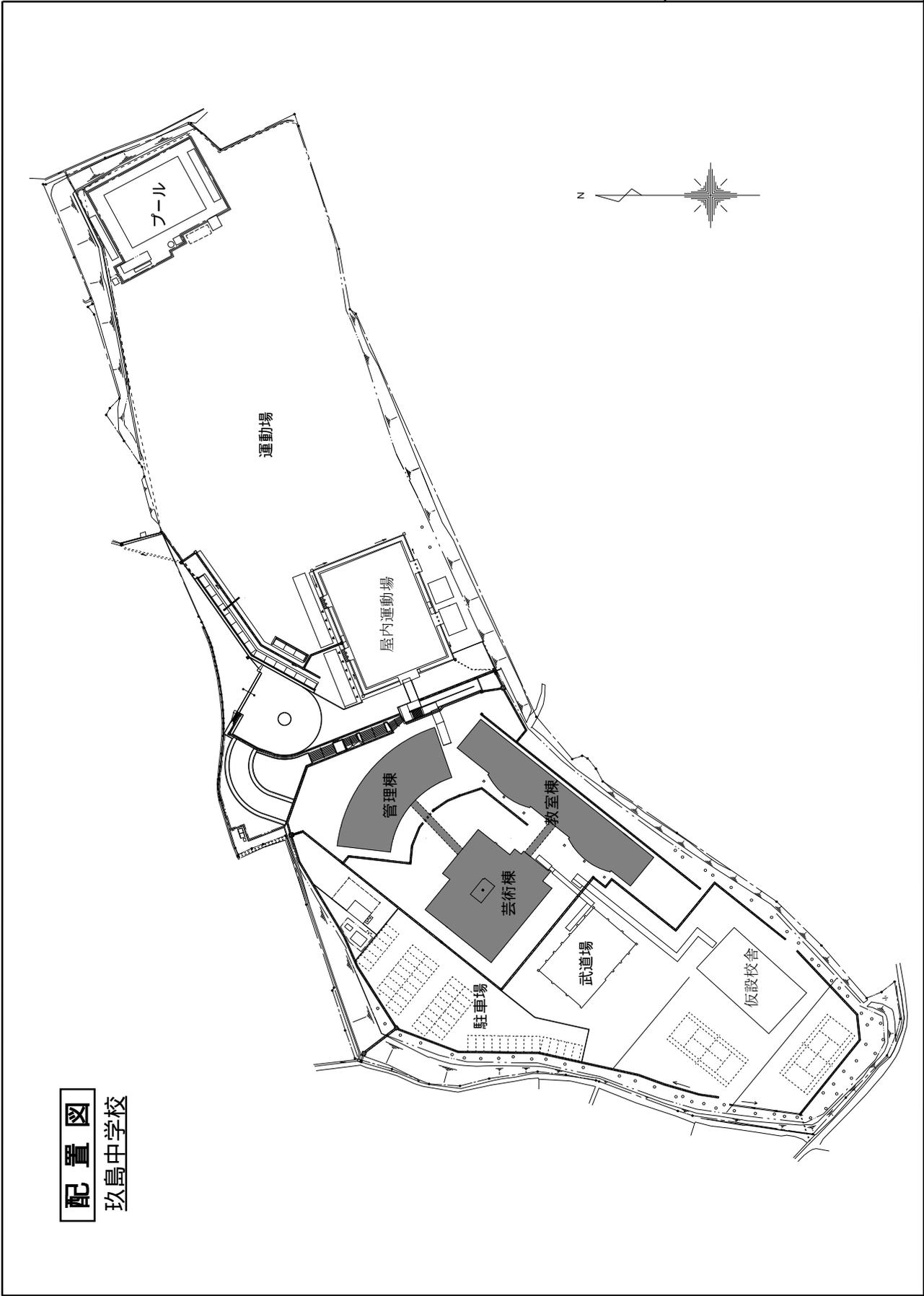
## ■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額 (円)	工事期間
1	福重	校舎改築建築工事	(変更前) 1,452,000,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
			(変更後) 1,456,461,600	
		校舎改築設備工事	(変更前) 223,531,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
			(変更後) 228,881,400	
		校舎改築電気工事	(変更前) 166,746,800	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
			(変更後) 174,216,900	
令和15年以降予定 屋内運動場(改築)				
		南校舎棟長寿命化改良建築工事	(変更前) 532,123,900	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
			(変更後) 534,872,800	

2	放虎原	長寿命化改良設備工事	(変更前)	246,539,700	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
			(変更後)	249,544,900	
		長寿命化改良電気工事	(変更前)	210,329,900	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
			(変更後)	219,971,400	
		1棟長寿命化改良建築工事	(変更前)	480,201,700	令和5年12月26日～ 令和7年1月31日
(変更後)	480,480,000				
	渡り廊下棟増築建築工事		118,049,800	令和6年2月8日～ 令和7年2月17日	
令和15年以降予定 校舎の一部(長寿命化改修)					
3	鈴田	大規模改造工事(屋内) ほか4件		325,894,800	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
		令和10年以降予定 屋内運動場(長寿命化改修) 令和15年以降予定 校舎の一部(長寿命化改修)			
4	旭が丘	令和7年以降予定 校舎、屋内運動場(長寿命化改修)			
5	三城	令和8年以降予定	校舎(改築)		
		令和15年以降予定	屋内運動場(改築)		
6	東大村	令和11年以降予定	校舎(長寿命化改修)		
		令和12年以降予定	屋内運動場(長寿命化改修)		
7	富の原	令和11年以降予定	校舎、屋内運動場(長寿命化改修)		
		令和13年以降予定	校舎の一部(大規模改造)		
		令和15年以降予定	校舎の一部(長寿命化改修)		
8	中央	令和9年以降予定	校舎(改築)		
		令和15年以降予定	屋内運動場(改築)		
9	大村	令和13年以降予定	屋内運動場(改築)		
		令和15年以降予定	校舎(改築及び大規模改造)		
10	黒木	令和13年以降予定	屋内運動場(長寿命化改修)		
		令和15年以降予定	校舎(長寿命化改修)		
11	萱瀬	令和10年以降予定 校舎、屋内運動場(改築)			
12	西大村	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場(改築)			
13	竹松	令和15年以降予定 校舎(改築及び大規模改造)			
		屋内運動場(改築)			
14	松原	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場(改築)			
15	三浦	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場(改築)			



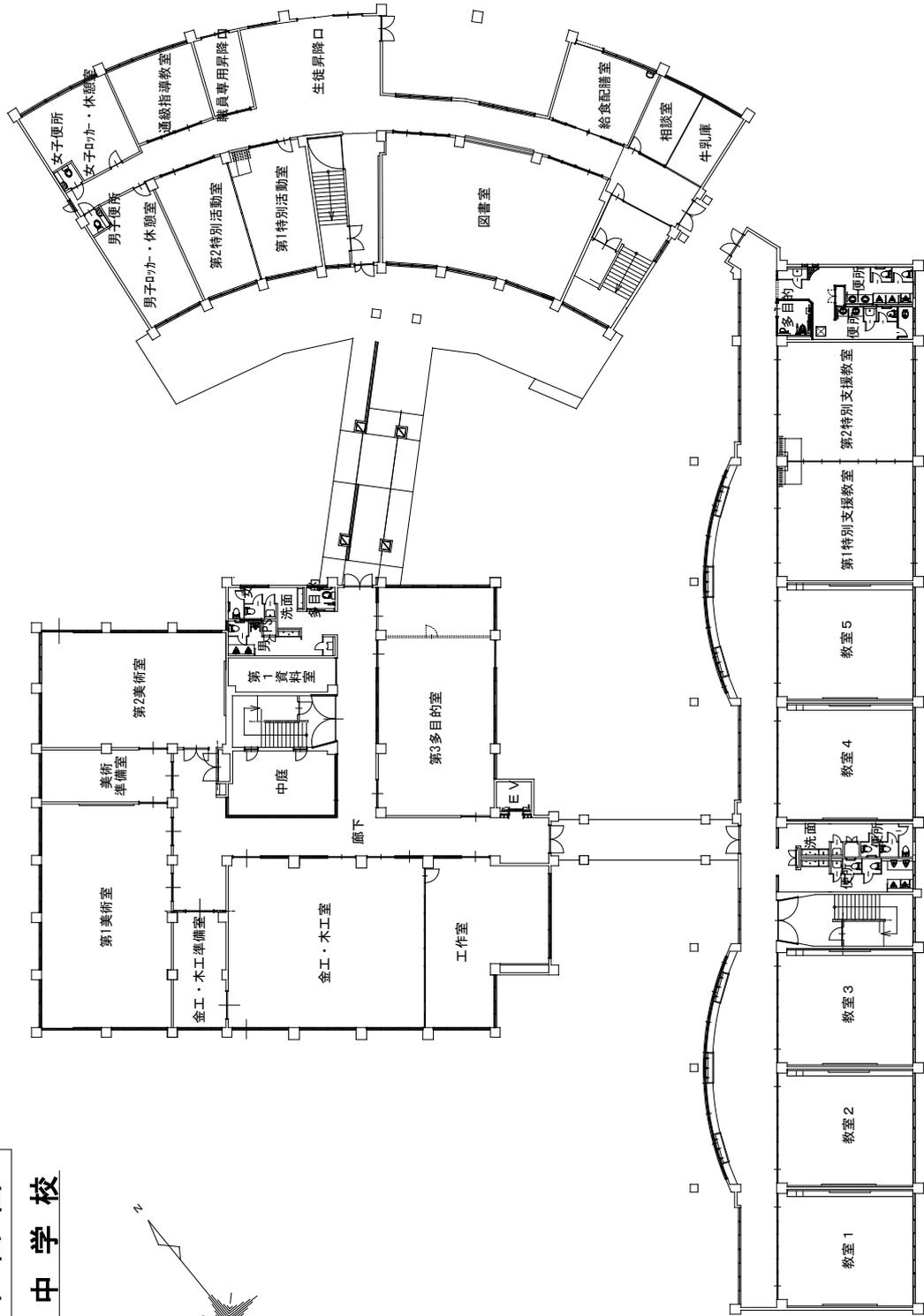
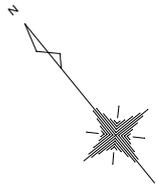
位置図



配置図  
玖島中学校

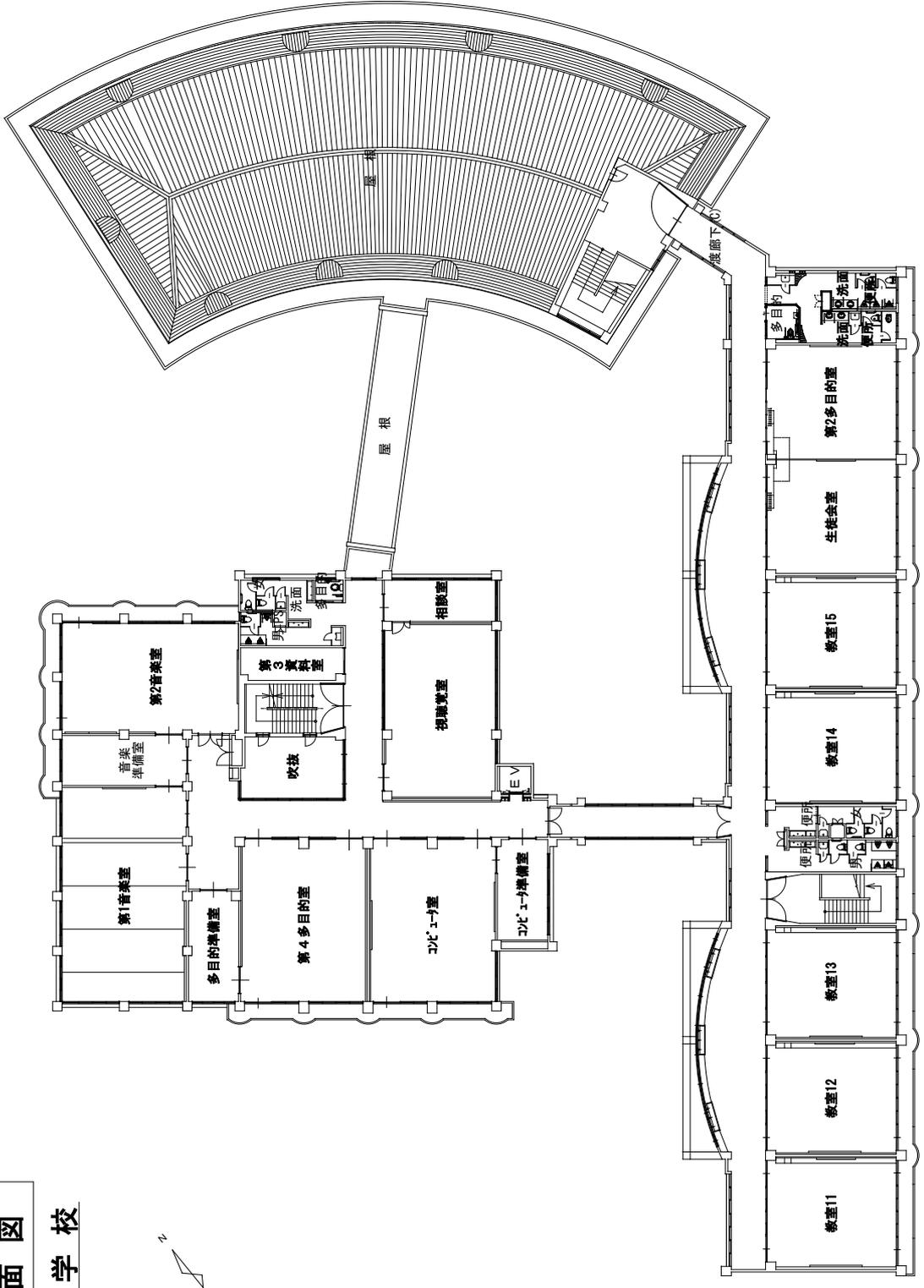
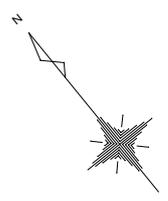
1 階平面圖

玖島中学校





3 階平面圖  
玖島中學校



## 入札結果

工 事 名	玖島中学校大規模改造建築工事					
開札日時	令和7年1月31日（金） 午後1時30分					
工事場所	大村市久原一丁目265番地					
設計額（税込み）	441,217,700円					
予定価格（税込み）	441,217,700円					
予定価格（税抜き）	401,107,000円					
最低制限価格（税抜き）	371,450,000円					
決定金額（税抜き）	387,800,000円					
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		備 考
1	平山・野中特定建設工事 共同企業体	420,000,000	3			予定価格超過
2	伸栄・瀬尾特定建設工事 共同企業体	387,800,000	1			落札
3	高瀬・富永特定建設工事 共同企業体	410,500,000	2			予定価格超過

上記決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

指定管理者候補者の選定結果及び大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第26号議案関係）

(1) 指定管理者候補者の選定結果

公の施設の名称	大村市自然共生型アウトドアパーク
指定管理者候補者	株式会社フォレストアドベンチャー
指定の期間	令和7年4月26日から令和12年3月31日まで
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

(2) 大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果

施設名 大村市自然共生型アウトドアパーク

審査対象団体（申請者）	判定
株式会社フォレストアドベンチャー	適

委員（5人）

交流拠点施設会社役員（1人）

一般財団法人役員（1人）

商工会議所青年部役員（1人）

施設利用予定者（2人）

工事施行に関する基本協定の変更について（第27号議案関係）

- 1 工 事 名 JR大村線松原・竹松間29k356m石走橋梁架替工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 古宮 洋二
- 3 主な変更理由 (1) 仮設工において、盛土により造成した施工ヤード（※）の一部を他の工事で引き続き使用するため、撤去工事に係る費用を減額する。  
(2) 護岸工において、地盤が想定より強固であったため、矢板の圧入工法の変更による費用を増額する。  
※ 作業場所、資材置き場、事務所等に利用する場所

4 経 過

	協定金額	変更金額	工期
当初協定 (令和3年6月25日議決)	<u>1,179,762,000 円</u>	—	令和3年6月25日から 令和7年3月31日まで
			
今回変更協定	<u>1,066,754,118 円</u>	△113,007,882 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第1号関係）

- 1 工 事 名 大村市立西大村中学校屋内運動場改築建築工事
- 2 契約の相手方 平山組・瀬尾工務店・野口住宅特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市東三城町8番地4  
 株式会社平山組  
 代表取締役 中村 人久
- 3 主な変更理由 外部工作物撤去工事において、想定していなかった埋設管等が発見され、当該埋設管等の撤去及び処分を行ったため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	<u>788,678,000 円</u>	—	令和5年10月3日から 令和7年2月3日まで
	↓		
今回変更契約	<u>789,529,400 円</u>	851,400 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第2号関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築建築工事
- 2 契約の相手方 伸栄・平山・瀬尾特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市荒瀬町1043番地  
 伸栄建設株式会社  
 代表取締役 高尾 満晴
- 3 主な変更理由 (1) 図書室にカウンターを設置し、及び各階の手洗い場に棚を設置したため。  
 (2) 教室等に設置するカーテンを追加し、及び児童用ロッカーの仕様を変更したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	<u>1,452,000,000 円</u>	—	令和5年10月3日から 令和6年12月10日まで
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年2月7日まで
今回変更契約	<u>1,456,461,600 円</u>	4,461,600 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第3号関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築設備工事
- 2 契約の相手方 谷野・高瀬特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市協和町777番地8  
 株式会社谷野電機空調  
 代表取締役 谷野 幸司
- 3 主な変更理由 材料価格の高騰に伴い、インフレスライド条項による請求が相手方からあったため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	<u>223,531,000 円</u>	—	令和5年10月3日から 令和6年12月10日まで
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年2月7日まで
今回変更契約	<u>228,881,400 円</u>	5,350,400 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第4号関係）

- 1 工 事 名 大村市立福重小学校校舎改築電気工事
- 2 契約の相手方 谷野電機空調・山本電器特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市協和町777番地8  
 株式会社谷野電機空調  
 代表取締役 谷野 幸司
- 3 主な変更理由 材料価格の高騰に伴い、インフレスライド条項による請求が相手方からあったため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	<u>166,746,800 円</u>	—	令和5年10月3日から 令和6年12月10日まで
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年2月7日まで
今回変更契約	<u>174,216,900 円</u>	7,470,100 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第5号関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 岡山建設・小森組・里脇製作所特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市杭出津3丁目418番地1  
 岡山建設株式会社  
 代表取締役 岡山 修
- 3 主な変更理由 外構工事において、玄関ポーチの階段の経年劣化が想定より進行しており、既存のモルタルの撤去及び塗替えの工事を追加したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	502,700,000円	—	令和5年10月3日から 令和6年11月29日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	521,320,800円	18,620,800円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年1月31日まで
変更契約 (令和6年12月19日議決)	<u>532,123,900円</u>	10,803,100円	同上
	↓		
今回変更契約	<u>534,872,800円</u>	2,748,900円	同上

工事請負契約の変更について（報告第6号関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事
- 2 契約の相手方 高瀬建設・谷野電機特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市岩松町26番地1  
 高瀬建設株式会社  
 代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 夏季における児童の熱中症対策として、屋内運動場横に冷水機を設置する工事を追加したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	212,575,000円	—	令和5年10月3日から 令和6年12月13日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	<u>246,539,700円</u>	33,964,700円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年1月31日まで
今回変更契約	<u>249,544,900円</u>	3,005,200円	同上

工事請負契約の変更について（報告第7号関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事
- 2 契約の相手方 谷野・山本電器特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市協和町777番地8  
 株式会社谷野電機空調  
 代表取締役 谷野 幸司
- 3 主な変更理由 材料価格の高騰に伴い、インフレスライド条項による請求が相手方からあったため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	200,076,800 円	—	令和5年10月3日から 令和6年12月13日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	<u>210,329,900 円</u>	10,253,100 円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年10月3日から 令和7年1月31日まで
今回変更契約	<u>219,971,400 円</u>	9,641,500 円	同上

工事請負契約の変更について（報告第8号関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 高瀬・富永特定建設工事共同企業体  
 代表者 大村市岩松町26番地1  
 高瀬建設株式会社  
 代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 外構工事において、玄関ポーチの階段の経年劣化が想定より進行しており、既存のモルタルの撤去及び塗替えの工事を追加したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年12月21日議決)	443,135,000円	—	令和5年12月26日から 令和6年12月13日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	469,357,900円	26,222,900円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	—	令和5年12月26日から 令和7年1月31日まで
変更契約 (令和6年12月19日議決)	<u>480,201,700円</u>	10,843,800円	同上
今回変更契約	<u>480,480,000円</u>	278,300円	同上

## 大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第9号関係）

### 1 経緯

令和6年9月28日午前11時頃、大村市環境センターにおいて、本市市民環境部会計年度任用職員が、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車（以下「相手方車」という。）のバックドアから搬入ごみ（陶器）を降ろす作業を手伝った際、当該搬入ごみを相手方車の後部バンパーに接触させ、当該後部バンパーを損傷させた。

### 2 事故の原因及び処理

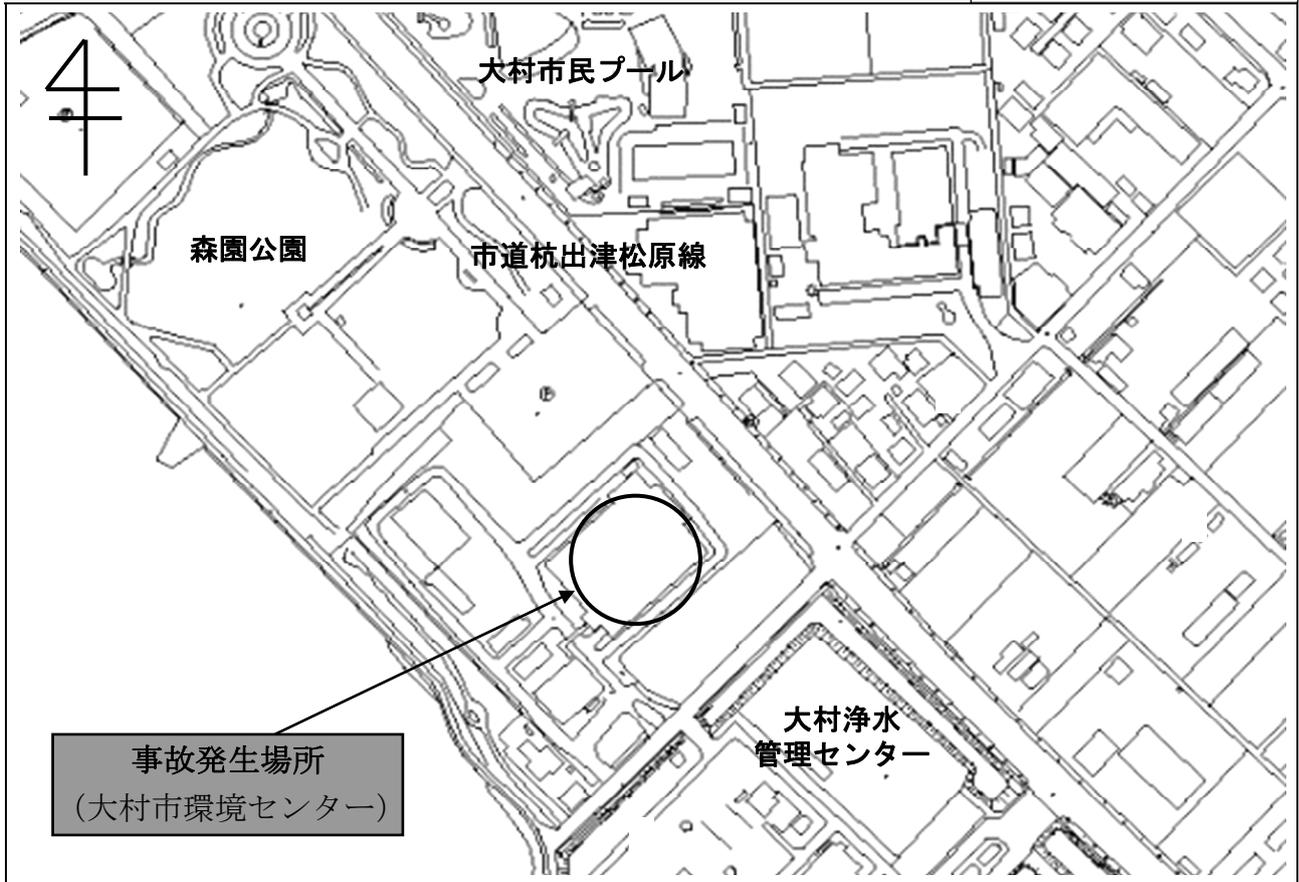
事故の原因は、当該会計年度任用職員が当該搬入ごみを誤って落下させたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該会計年度任用職員には、今後は、搬入ごみの積込み状況について十分に確認を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

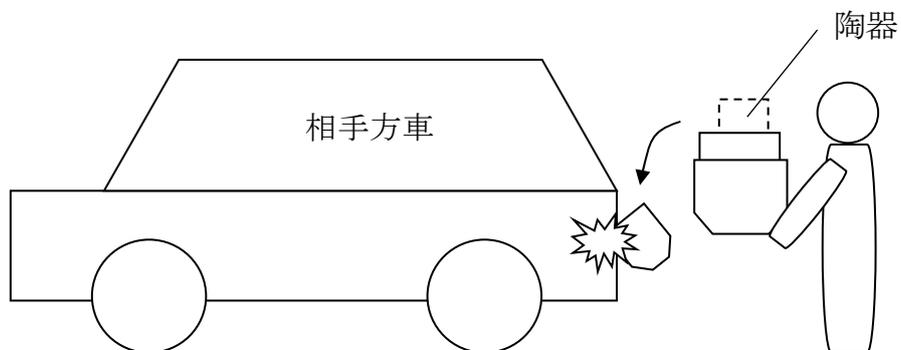
### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額47,300円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

相手方車のバックドアから陶器を降ろす作業を手伝った際、  
後部バンパーを破損させた



## 大村公園敷地内の除草作業による自動車破損事故について（報告第10号関係）

### 1 経緯

令和6年11月7日午前9時から午前11時15分までの間、本市都市整備部会計年度任用職員3人が大村公園敷地内で除草作業を行った際、草刈機で小石を跳ね飛ばし、付近に駐車していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の右側後部サイドガラスを破損させた。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、石等の飛散を防止する防護板を使用するなどの安全対策を怠ったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

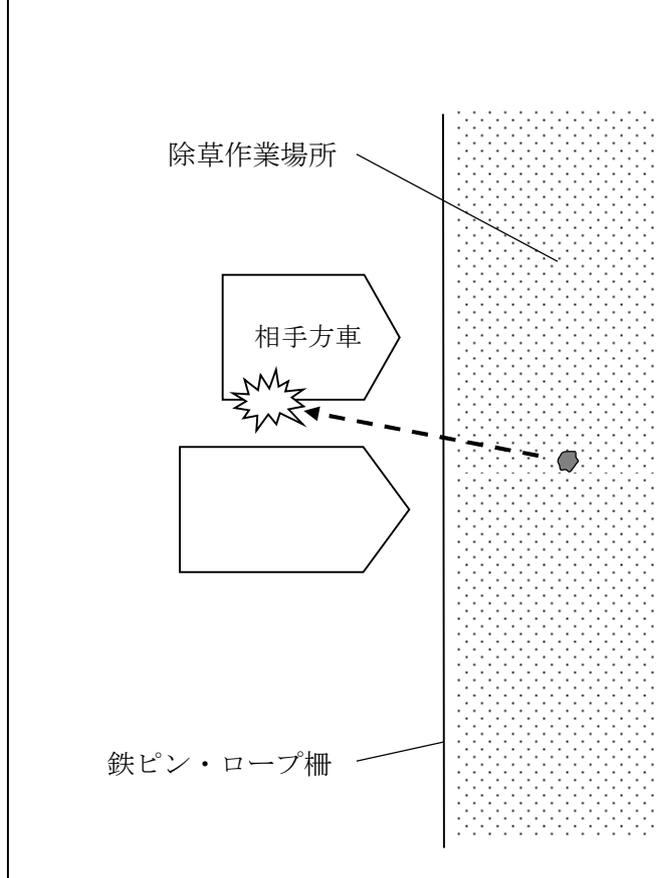
なお、当該会計年度任用職員3人には、今後は、周囲の安全を十分に確認し、草刈機を使用する際は、防護板等を使用した上で作業を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額27,533円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)

